

つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り ①
令和5年5月31日

新年度のスタートから2か月が過ぎようとしています。今年度の中学部運動会、小学部運動会と保護者観覧に制限がなくなり、より多くの皆様に子どもたちの光る姿を見ていただけるようになり、大変うれしく思います。高等部の生徒も、進路実現に向けて着実なスタートを切っています。

支援連携課では、今年度も一人一人の子どもが学ぶ力を十分に発揮できるよう、必要に応じて医療、福祉、保健、労働などの様々な関係機関と連携し、児童生徒たちの学ぶ環境を整えるお手伝いをしていきます。支援連携課便り「つなぐ」では、児童生徒を巡る様々な制度や関係機関の情報などを分かりやすくお伝えします。

I 手帳について

<障害者手帳って？>

障害のある人が支援や福祉サービスを受けやすくするために設けられているものです。袋井特別支援学校の児童生徒は、身体障害者手帳や療育手帳を持っていることが多いです。



<療育手帳とは？>

療育手帳は、児童相談所や知的障害者更生相談所で知的障害があると判定（A 重度、B 軽度）された方に、県知事が交付する手帳です。手帳をお持ちの方は、障害福祉サービスや各自治体や民間事業者が提供するサービスを、使いたい場面で受けることができます。

療育手帳を上手に活用することで、生活や就労、社会参加の幅の広がりが期待されます。



17歳まで 児童相談所



18歳から 更生相談所

<身体障害者手帳って？>

身体障害者手帳は、身体の機能に障害があると認められた人(1級～7級)に交付される手帳です。肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害など身体に障害がある人が障害福祉サービスを受けながら、積極的に社会活動に参加できるように、身体障害者福祉法の定める身体障害者の証票として交付されます。

療育手帳は法律上の制度ではないから、手帳がなくても知的障害者と認められるけど身体障害者手帳を持たない人は、法律上、身体障害者として認められないんだね。



<療育手帳・身体障害者手帳のメリットは？>

福祉サービス利用の手続きがスムーズに進みます。また、以下のような割引や助成などを受けることができます。療育手帳を持っているが、知らなかったという方は、ぜひ利用してみましょう。*手帳がなくても申請して必要性が認められれば、受けられるサービスもあります。

○医療費の助成 ○税の免除 ○交通機関の運賃割引 ○美術館、動物園などの施設利用料の減免 ○施設への入所、通所 ○特別児童扶養手当などの受給 ○障害者就労 など

*次号は、療育手帳の申請や更新手続きについて説明します。